

キャスト・ベトナム・ニュース

CAST VIETNAM NEWS

2015年6月11日号

ベトナム新投資法（2015年7月1日施行）

重要ポイント解説（3）

弁護士法人キャスト 日本弁護士 工藤 拓人
同 ベトナム弁護士 Doan Thanh Ha



ベトナム新投資法の重要ポイント解説（1）

- 1.はじめに
- 2.投資禁止分野及び制限付投資分野の明記
- 3.投資優遇

ベトナム新投資法の重要ポイント解説（2）

- 4.外国投資家に関連する投資手続

ベトナム新投資法の重要ポイント解説（3）

- 5.投資の形式
- 6.国会、首相、省の人民委員会の投資政策の承認を受ける投資プロジェクト
- 7.その他の変更点
- 8.2005年投資法と新投資法との関係

5.投資の形式

2005年投資法では、直接投資の形式として、以下を定めていました（2005年投資法第21条以下）。

- ①国内投資家又は外国投資家の100%出資の経済組織
- ②国内投資家及び外国投資家の合併
- ③BCC契約、BOT契約、BTO契約及びBT契約
- ④事業開発への投資
- ⑤株式購入・出資
- ⑥企業の合併及び買収
- ⑦その他

また、これとは別途、間接投資についても規定されていました（同第26条）。

これに対し、新投資法では、以下のように項目が整理されました（新投資法第22条～29条）。

- ①経済組織の設立
- ②BCC契約及びPPP契約
- ③出資、株式、持分の購入

外国投資家は、無制限に定款資本を所有することができるという原則が記載されていますが（新投資法第22条第3項本文）、上場会社の場合や条件付投資分野の場合等、他の法令制限がある場合はそれに従うことになります（新投資法第22条第3項但書参照）。

6.国会、首相、省の人民委員会の投資政策の承認を受ける投資プロジェクト

前回、外国投資家に関連する手続のところ、国会、首相、人民委員会の事前承認が必要なプロジェクトがあることに触れましたが、このような規定は下位法令において一部定められているものの2005年投資法では法律上明記されていませんでした。新投資法では、この点具体的な対象プロジェクトや手続が明記されていますので、このような特別な承認が必要な場合について簡単に整理しておきます。

分類	プロジェクトの内容
国会の承認を要する案件 (新投資法第30条)	<ul style="list-style-type: none">・ 原子力発電所の建設・ 国立公園、野生生物保護区、稲作地等の土地利用目的の変更といった環境に大きな影響を与える案件・ 5万人以上の移転を要する案件（山岳地帯の場合、2万人以上）

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会により定められる特別の方針を要する案件
政府首相の承認を要する案件（新投資法第 31 条）	<p>(内資・外資共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投資額 5 兆ベトナムドン（VDN）以上の案件 ・ 2 万人の移転を要する案件（山岳地帯の場合、1 万人）、飛行場・航空輸送の建設及び営業、海港の建設及び営業石油の探査及び採掘、ゴルフ場の建設・営業、工業団地のインフラ建設及び経営、タバコ生産、カジノビジネス <p>(外資による投資案件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海運ビジネス、ネットワークインフラを伴う通信サービス、植林、出版、100%外資による科学技術組織・企業の設立 ・ 法により政府首相の承認を要するとされる他の案件
省レベル人民委員会の承認を要する案件（新投資法第 32 条）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札等によらずに政府より土地所有権の割当又は賃借が行われる案件（工業団地等一定の地域内で、承認済のマスター・プランに沿って実施される案件は除く） ・ 土地利用目的の変更を要する案件 ・ 技術移転に関する法により移転が制限される技術を使用する案件

各承認が必要なプロジェクトは上記のとおりです。各手続についても期間や順序が定められていますが、紙面の都合上説明を省略します（新投資法第 30 条～35 条参照）。

7. その他の変更点

その他、2005 年投資法では、外国投資プロジェクトの期間について、50 年、70 年という 2 つの基準があったものの、分類について明確な記載はありませんでした（2005 年投資法第 52 条）。また、投資プロジェクトの調整や譲渡も可能とされていましたが、具体的な内容や手続は明確化されていませんでした（同第 17 条）。

これに対し、新投資法では、プロジェクト期間について、経済区における投資プロジェクトの活動期間は 70 年以内、経済区外の投資プロジェクトの活動期間は 50 年以内という形で原則の基準を規定しました（新投資法 43 条）。また、投資証明書の内容の調整（第 40 条）、プロジェクトの一部又は全部の譲渡の手続（第 45 条）、投資スケジュールの延期（第 46 条。24 ヶ月まで。）等を明記するなど、これまで法律上曖昧だった部分を明確化しました。

8.2005 年投資法と新投資法との関係

最後に、2005 年投資法下で投資証明書を発給している場合、新投資法の施行に伴ってどのような影響があるでしょうか。

新投資法施行日（2015 年 7 月 1 日）前の投資許可証、投資証明書については、既に発給を受けた証明書に基づいて、投資プロジェクトの実施が可能です。投資家から請求がある場合には、投資登録証明書に切り替えることが可能とされています（新投資法第 74 条第 1 項）。

また、施行日前に投資登録証明書や各承認の必要なプロジェクトを実施している場合でも、投資登録証明書等の手続は実施しなくてよいとされています（同第 2 項）。

これらについては、政府が詳細規定を定めることとしていますので、具体的にはその内容も確認する必要があります。

以上

上記情報に関するご相談の他、キャストグループのサービスに対するご意見、ご質問、ご要望、ご提案、お気づきの点がございましたら、お気軽にご連絡をお願い申し上げます。

【本ニュースに関するお問い合わせ】

弁護士法人キャスト ホーチミン支店
20th Floor, Maritime Bank Tower, 180-192 Nguyen Cong Tru, District 1,
Ho Chi Minh City, Vietnam
Tel: +84-8-3914-0909 or +84-8-3914-0958
Mail: info-v@cast-law.com

※1 本資料におけるベトナム法の解釈については、全てベトナム弁護士が担当しております。日本法に関する記述については、日本国弁護士が担当しております。
※2 本資料に関する著作権は弊社又は弊社に所属する作成者に属するものであり、本資料の無断引用、無断変更、転写又は複製は固くお断りいたします。